

第2号様式(第10条関係)

令和3年4月30日

沖縄県議会議員 殿

沖縄県議会議員 玉城 武光



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 武光

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	63,000	短信ハガキ
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	33,750	新聞・書籍・ゼンリン。
事 務 所 費	431,868	家賃・電気代・水道料金。
事 務 費	98,742	日用雑貨及び事務用品代
人 件 費	728,640	事務員給与及び労働保険料。
合 計	1,356,000	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

### 経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/28	たまき武光県議会短信(ハガキ)	31,500	全額	31,500
8/5	たまき武光県議会短信(ハガキ)	31,500	全額	31,500
A. 小計				63,000
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計				63,000

広聴広報費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

領収書

第 111562-23 号

おなまえ	玉城 武光 様		<領収内訳>	<備考>
受領金額	万円	千円	現金 781,500 円	
			小切手 円	
			切手 円	
			証紙 円	
	内消費税額 70 円		キャッシュレス決済 円	
※ 全額欄を訂正しているものは無効です				
右取引の内容				
郵便	切手・ <del>差</del> ・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 〔別納 計器予納金 受取人払〕 〔兼払 その他( )〕	通事印紙 (@ 68 円) × 500 (枚) (個・通・件)		
		(@ 円) × (枚・個・通・件)		
		(@ 円) × (枚・個・通・件)		
		(@ 円) × (枚・個・通・件)		
		(@ 円) × (枚・個・通・件)		
貯金				
保険	保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号		払込期間及び払込月数
		年 月 日から 年 月 日まで 年 月 分	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 分	
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )	(申込書番号)		

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2 年 7 月 28 日

日本郵便株式会社  
(所在地：東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

取扱郵便局

那覇中央郵便局  
窓口営業部郵便担当

電話番号

電話 854-0229

取扱者氏名



【郵便局】  
収入印紙

課税相当額  
以上貼付

取扱者  
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 111562-23 号

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

領収書

第 111563-08 号

おなまえ	玉城 武光 様		<領収内訳>		<備考>
受領金額	現金	79,500	円	小切手	
	切手		円	郵便紙	
	キャッシュレス決済		円	決済ブランド名:	
	内消費税額	70	円	※ 金額欄を訂正しているものは無効です	
お取引の内容					
郵便	切手・郵便印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 〔別納 計器予納金 受取人払〕 着払 その他( )	通等インク (@ 60 円) × 500 (枚・個・通・件)			
貯金					
保険	保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号		払込期間及び払込月数	
				年 月期から	年 月期まで
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )	(申込書番号)			

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2 年 8 月 5 日

日本郵便株式会社  
(所在地: 東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

〒000-8769  
那覇市壺川3-3 郵便局 8  
那覇中央郵便局  
電話番号 TEL 853-4567

取扱者氏名

【郵便局】  
収入印紙  
課税相当額  
以上貼付

取扱者  
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 111563-08 号

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当



みなさん、こんにちは。一問一答での質問をおこないました。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

### 農水相のサング採捕許可 是正指示は「不当」だ

### 関与取消訴訟も検討

「国地方係争処理委員会」が下した農水相の是正指示を違法ではないとの判断は、地方自治を蔑ろにするだけではなく、軟弱地盤の改良工事やサング移植の生存率を無視した不当きわまりない決定である。知事は関与取消訴訟をおこなうべきと思う。見解を伺う。

農林水産部長―係争処理委員会

の結論は、6月22日に県に通知が到達しました。内容を精査し関与取消訴訟の提起も検討していきたいと考えています。

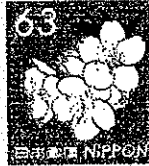
コロナ禍の農漁業者への補助金給付に際しては、農林漁業を含むコロナ感染防止対策に取り組む中小企業及び個人事業主等について、1事業者当たり一律10万円の奨励金給付を実施します。



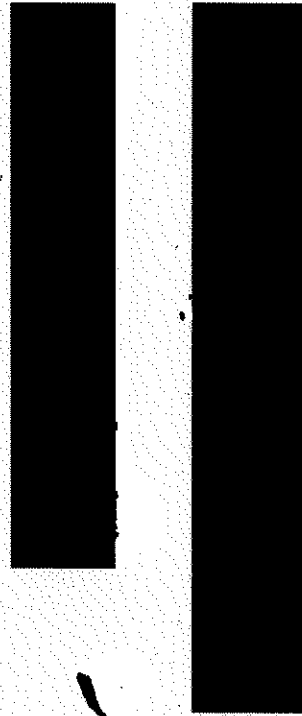
広聴広報費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

郵便はがき



9 0 1 0 4 0 1



インクジェット紙

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
3/15	新聞「農民」 2020年7月号から2021年3月号	5,400	全額	5,400
4/26	商工新聞 2020年7月から2021年3月	4,500	全額	4,500
3/19	書籍代 「制度のあらまし」2020年2021年版	3,500	全額	3,500
2/4	ゼンリン DT南城市	22,000	1/2	11,000
2/4	ゼンリン DT八重瀬町	18,700	1/2	9,350
資料購入費 充当合計				33,750



資料購入費

年月日：2021年(R3) 3月15日

充当額：5,400円

内容：新聞「農民」購読料(2020年7月～2021年3月)

充当理由：議会質問に活かす資料として活用している為、全額充当した。

領 収 書

玉城武光 様

2021. 3. 15

領収額 ¥5,400

左記の金額を領収いたしました。

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	9	5,400	20、7月～21、3月
計			5,400	

沖縄県農民組合連合会 会長 中村 康範 担当

〒901-0617 南城市玉城字愛知地782 TEL948-1783

資料購入費

年月日：2021年(R3) 4月26日

充当額：4,500円

内容：「商工新聞」購読料(2020年7月～2021年3月)

充当理由：議会質問に活かす資料として活用している為、全額充当した。

領 収 書

2021年 4月 26日

支部 班 玉城武光 様

金 4,500 円也

【共済会費】

会 費(新聞代含む)	月	円		月	円
商 工 新 聞	2020年7月 21年3月	4,500円		月	円
	月	円		月	円
	月	円		月	円
小 計		円	小 計		円

上記の通り領収いたしました。

那覇民主商工会・那覇民商共済会  
那覇市寄宮2-1-23  
☎ 836-6222 FAX 836-6202

集金者印



資料購入費

年月日：2021年 (R3) 3月19日

充当額：3,500円

内容：「制度のあらまし」書籍購入料 (2020年 2021年版)

充当理由：政務活動に活かす資料として活用している為、全額充当した。

# 領 収 書

玉城武光 様

**合計金額** 3,500 円

但し、領収金額内訳は下記の内訳表のとおりです。

上記の通り確かに領収致しました。

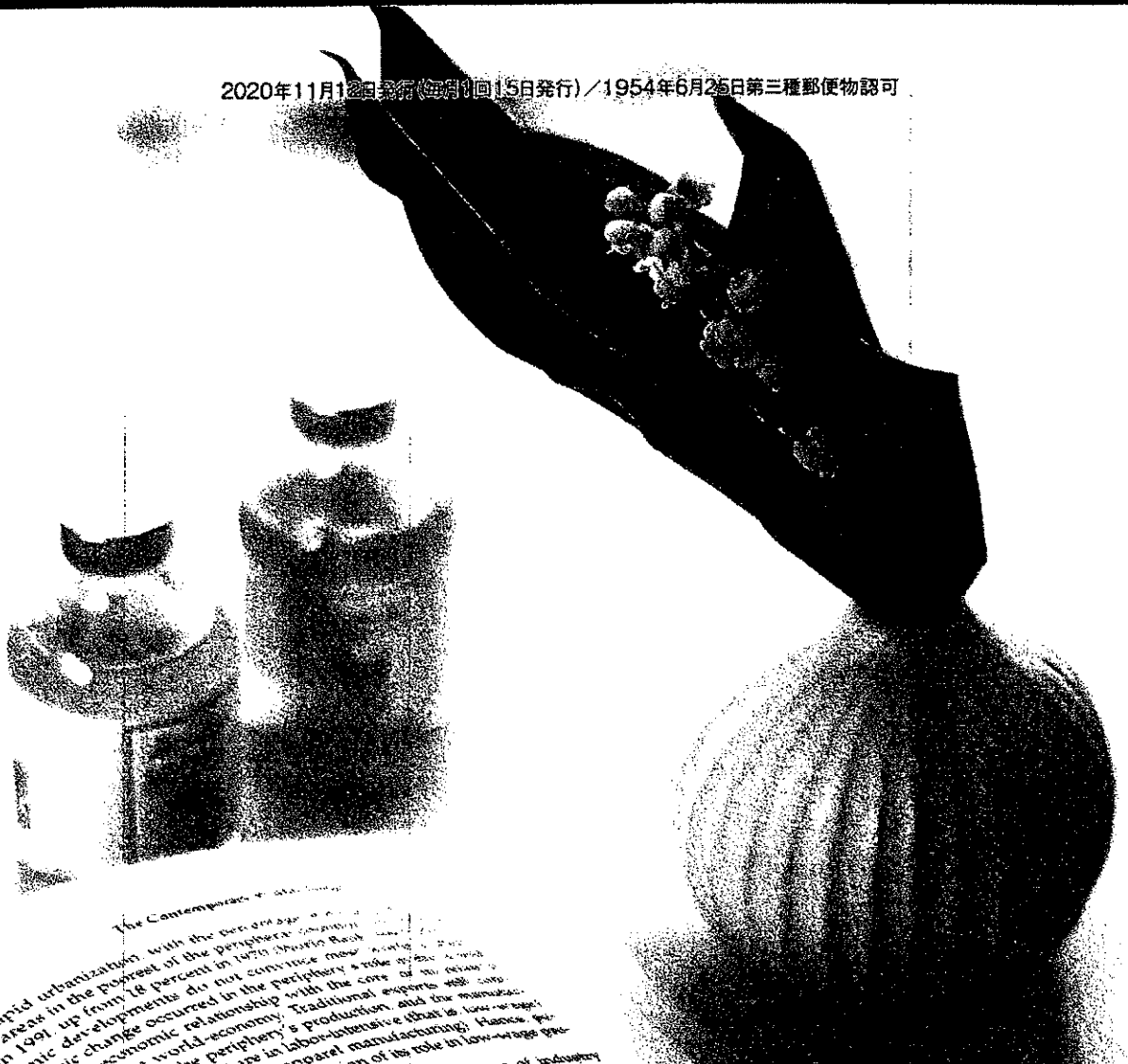
領収 2021年 3 月 19 日

沖縄県生活と健康を守る会連合会

内訳	金額(円)	備 考
11会費		～
12新聞代		～
賛助会費		～
書籍	3,500	制度のあらまし

那覇市壺屋2-5-7 ひめゆりビル3階  
電話 098-833-8161 担当

2020年11月12日発行(毎月1回15日発行)/1954年6月25日第三種郵便物認可



The Contemporary...  
...very rapid urbanization with the periphery...  
...in urban areas in the progress of the periphery...  
...percent in 1991, up from 18 percent in 1970...  
...These economic developments do not convince...  
...that a basic change occurred in the periphery's...  
...ion in the world economy. Traditional exports...  
...percentage of export are in labor-intensive...  
...textiles and apparel manufacturing. Hence...  
...is just a continuation of its role in low-wage...  
...argue that the expansion of industry...  
...workforce in the periphery are...  
...exploitation there. Because of the...

# 制度の暮らしに役立つ あらし

2020年 2021年

生活  
と  
健康

月刊「生活と健康」  
定価 6.1116

全国生活と健康を守る会連合会

年月日：2021年(R3)2月4日

資料購入費

充当額：¥11,000

内容：ゼンリンDT南城市 購入料 ¥22,000 \* 1/2 = ¥11,000

充当理由：政務活動に活かす為に購入しているが、汎用性がある為 1/2 の充当割合とした

ANo 0003870

# 領 収 証

2021年 2月4日

玉城武光事務所

様

【金額の訂正は無効です】

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			¥ 2	2	0	0	0

(内消費税及び地方消費税 2000 円)

上記の金額正に領収致しました。

DT南城市 1枚

印  
紙

株式会社 **ゼンリン**

〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目14番25号  
TEL: 098-858-2055 FAX: 098-857-3810

担当者



年月日：2021年(R3)3月30日

資料購入費

充当額：¥9,350

内容：ゼンリンDT 八重瀬町 購入料 ¥18,700 \* 1/2 = ¥9,350

充当理由：政務活動に活かす為に購入しているが、汎用性がある為 1/2 の充当割合とした

ANo 0003871

# 領 収 証

2021年3月30日

玉城武光事務所 様

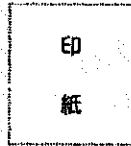
(金額の訂正は無効です)

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			¥ 18	7	0	0	

(内消費税及び地方消費税 1,700 円)

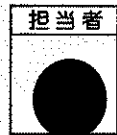
上記の金額正に領収致しました。

DT 八重瀬町 1枚



## 株式会社ゼンリン

〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目14番25号  
TEL:098-858-2055 FAX:098-857-3810



## 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/5	家賃 7月分	50,000	6/7	42,857
8/5	家賃 8月分	50,000	6/7	42,857
9/7	家賃 9月分	50,000	6/7	42,857
10/5	家賃 10月分	50,000	6/7	42,857
11/5	家賃 11月分	50,000	6/7	42,857
12/7	家賃 12月分	50,000	6/7	42,857
1/5	家賃 1月分	50,000	6/7	42,857
2/17	家賃 2月分	50,000	6/7	42,857
3/5	家賃 3月分	50,000	6/7	42,857
7/25	電気料金 7月分	5,781	6/7	4,955
8/27	電気料金 8月分	6,425	6/7	5,507
9/27	電気料金 9月分	5,578	6/7	4,781
10/24	電気料金 10月分	5,038	6/7	4,318
11/27	電気料金 11月分	4,997	6/7	4,283
12/25	電気料金 12月分	4,165	6/7	3,570
1/27	電気料金 1月分	4,671	6/7	4,003
2/26	電気料金 2月分	3,493	6/7	2,994
3/25	電気料金 3月分	4,313	6/7	3,696
8/6	水道料金 7月分	587	6/7	503
9/10	水道料金 8月分	587	6/7	503
9/26	水道料金 9月分	1,174	6/7	1,006
11/28	水道料金 10月分	1,174	6/7	1,006
11/28	水道料金 11月分	1,174	6/7	1,006
12/26	水道料金 12月分	1,174	6/7	1,006
1/27	水道料金 1月分	1,174	6/7	1,006
3/2	水道料金 2月分	1,174	6/7	1,006
3/28	水道料金 3月分	1,174	6/7	1,006
事務所費 充当合計				431,868

**家賃払込証明書**

賃借人 住所：南風原町字照屋 305-1  
コーポ大てる 1-B号室  
氏名：玉城 武光 様

家賃額 50,000 円

(上記の家賃額に共益費・駐車料金・公共料金等は含まれていない)

払込合計 450,000 円

請求月	家賃額	水道料	入金日
令和2年7月分	50,000 円	0 円	令和2年7月5日
令和2年8月分	50,000 円	0 円	令和2年8月5日
令和2年9月分	50,000 円	0 円	令和2年9月7日
令和2年10月分	50,000 円	0 円	令和2年10月5日
令和2年11月分	50,000 円	0 円	令和2年11月5日
令和2年12月分	50,000 円	0 円	令和2年12月7日
令和3年1月分	50,000 円	0 円	令和3年1月5日
令和3年2月分	50,000 円	0 円	令和3年2月17日
令和3年3月分	50,000 円	0 円	令和3年3月5日
合計	150,000 円	0 円	

上記賃借人より、上記の金額が払込されていることを証明致します。

令和3年4月6日

(管理会社) 住所：南風原町字津嘉山 1416-1  
会社名：沖縄県農業協同組合 JAハウジン

年月日：2020年(R2)7月5日～2021年(R3)3月5日  
充当割合：385,713円(50,000×9ヶ月×6/7)  
充当理由：政務活動費として6/7充当した。



事務所費

年月日：2020年(R2)7月25日  
 内容：電気料金 2020年7月分  
 充当割合：4,955円。(7,793円×23/31×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

切り取りずば金庫横断線、コンビニエンスストア等へお出しください。

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
 コーポ大黒 I-B

電気番号		店所:作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝 CD	2000
26622	61 1 4	224: 5251	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-8822-0006-1140-0000

ご使用量	計	276 kWh	令和 2年 7月分	ご利用期間 8月24日～7月23日 お支払期日 8月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	7月24日	翌月検針日	8月26日	ご参考使用量(KWh)	
今回指示数	8482.8	前回(取付)指示数	8206.9	計器番号	取替前使用区
主				276	6552668
				前月	前年同月
				327	254

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,793 円 (再掲 822 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整率		再エネ賦課金率	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 14円52銭	- 22円73銭	+ 28円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 1円45銭	- 2円28銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所  
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により票金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 2年 7月分

領収金額	7,793 円
料金	6,971 円
再エネ賦課金	822 円

【再掲】  
 消費税等相当額 708 円  
 燃料費調整額 -400.22 円

ご使用量 276 kWh

\*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月24日	日付印 2020.7.25 与那原営業所 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	9月 8日	
コンビニ等 取扱期限日	9月13日	

沖縄電力株式会社  
 与那原営業所

事務所費

年月日：2020年(R2)8月27日  
 内容：電気料金 2020年8月分  
 充当割合：5,507円。(6,425円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
 コーポ大照 1-B

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
面番号	家番号	枝	CD	2000
26622	61	1	4	224
供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000				5251 従量電灯

ご利用期間 7月24日～8月25日  
 お支払期日 9月25日  
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

ご使用量 計 237 kWh 令和 2年 8月分

今月検針日	8月26日	翌月検針日	9月25日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	8719.8	前回(取付)指示数	8482.6	乗率	1
主		使用量	237	計器番号	6552688
		取替前使用量		前月	276
				前年同月	250

ご請求金額 6,425 円  
 (再エネ賦課金) (再掲 706 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 22円73銭	- 30円94銭	+ 28円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 2円28銭	- 3円10銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 088-893-7777  
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所  
 引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が取納することはありません。

切り取りに金線欄、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 2年 8月分

領収金額	6,425 円
料金	5,719 円
再エネ賦課金	706 円

【再掲】  
 消費税等相当額 584 円  
 差料費割増額 -540.29 円

ご使用量 237 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月25日	日 附 印
金融機関取扱期限日	10月5日	
コンビニ等取扱期限日	10月15日	

神縄電力株式会社 与那原営業所

事務所費

年月日：2020年(R2)9月27日  
 内容：電気料金 2020年9月分  
 充当割合：4,781円。(5,578円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

**電気ご使用量のお知らせ(検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
 コーポ大黒 1-B

電気番号		店所/作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD
26622	61	1	4
224:5251		2000 従量電灯	

供給地点特定番号：10-0002-6622-0008-1140-0000

ご使用量	計	214 kWh	令和 2年 9月分	ご利用期間 8月26日～ 9月24日 支払期日 10月26日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	9月25日	翌月検針日	10月24日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	8933.3	前回(取付)指示数	8719.8	乗率
主		使用量	214	計量番号
		取替前使用量	237	前年同月
			263	

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,578 円 (再掲 637 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整率		再エネ賦課金率	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 30円94銭	- 35円36銭	+ 29円80銭
11kWh以上(11kWhにつき)	- 3円10銭	- 3円54銭	+ 2円88銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-777  
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所  
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により基金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 2年 9月分

領収金額	5,578 円
料金	4,841 円
再エネ賦課金	637 円

【再掲】  
 消費税等相当額 507 円  
 燃料費調整額 -683.94 円

ご使用量 214 kWh

\*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(Aご依頼人控)

支払期日	10月26日	日 附 印 72126 20.9.27 南風原照屋 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期日	11月5日	
コンビニ等 取扱期日	11月15日	

沖縄電力株式会社  
 与那原営業所

事務所費

年月日：2020年(R2)10月24日  
 内容：電気料金 2020年 10月分  
 充当割合：4,318円。(5,038円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
 コーポ大照 1-B

電気番号 番番号	26622	家番号	61	枝	1	CD	4	店所:作業区	224:5251	ご契約種別	2000 従量電灯
-------------	-------	-----	----	---	---	----	---	--------	----------	-------	--------------

供給地点特定番号:10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	198 kWh	令和 2年 10月分	ご利用期間	9月25日~10月23日	お支払期日	11月24日
------	---	---------	---------------	-------	--------------	-------	--------

※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	10月24日	翌月検針日	11月25日
今回指示数	9131.1	前回(取付)指示数	8933.3
受率	1	使用量	198
計器番号	652668	取替断使用量	
前月	214	前年同月	232

ご請求金額 5,038 円  
 (再エネ賦課金) (再掲 590 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価			
当月分	当月分			
翌月分	翌月分			
0kWh~10kWh	-35円36銭	-33円15銭	+29円80銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-3円54銭	-3円32銭	+2円98銭	+2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-693-7777  
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所  
 引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りに金銭関係、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金私込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 2年10月分

領収金額	5,038 円
料金	4,448 円
再エネ賦課金	590 円

【再掲】  
 消費税等相当額 458 円  
 燃料費調整額 -700.88 円

ご使用量 198 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	11月24日	日付印
金融機関 取扱期末日	12月4日	20.10.24
コンビニ等 取扱期末日	12月14日	沖縄電力株式会社

沖縄電力株式会社 与那原営業所  
 収入印紙貼付欄

切り取りに金銭関係、コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所費

年月日：2020年(R2)11月27日  
 内容：電気料金 2020年 11月分  
 充当割合：4,283円。(4,997円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

切り取りました金額欄、コンビニエンスストア等へお出しください。

<b>電気ご使用量のお知らせ(検針票)</b> いつもご利用いただきありがとうございます。									
玉城 武光 様 コーポ大照 1-B									
電気番号 画番号 家番号 枝 CD 26622 61 1 4			店所 作業区 224 5251		ご契約種別 2000 従量電灯				
供給地点特定番号：10-0002-8622-0008-1140-0000									
ご使用量 計		195 kWh			令和 2年 11月分		ご利用期間 10月24日～11月24日 振支払期日 12月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります		
今月検針日 11月25日 翌月検針日 12月23日									
今回指示数 9325.7		前回(取付)指示数 9131.1		乗率 1		使用量 195		計器番号 952688	
前月 198		前年同月 227		※参考使用量(kWh)					
ご請求金額 (再エネ賦課金)		4,997 円 (再掲 581 円)							
燃料費調整単価 当月分 翌月分 0kWh～10kWh -33円15銭 -30円62銭 +29円80銭 +29円80銭 11kWh以上(1kWhにつき) -3円32銭 -3円07銭 +2円88銭 +2円88銭					再エネ賦課金単価 当月分 翌月分 0kWh～10kWh -33円15銭 -30円62銭 +29円80銭 +29円80銭 11kWh以上(1kWhにつき) -3円32銭 -3円07銭 +2円88銭 +2円88銭				
沖縄電力株式会社				お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所 引越 0120-586-390 検針員					
※本票により集金員が収納することはありません。									

電気料金払込受領証

玉城 武光 様	
電気番号 26622- 61-1-4	従量電灯 令和 2年11月分
領収金額	4,997 円
料金	4,416 円
再エネ賦課金	581 円
【再掲】 消費税等相当額 454 円 燃料費調整額 -647.35 円	
ご使用量 195 kWh	
※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)	
支払期日	12月25日
金融機関 取扱期限日	1月4日
コンビニ等 取扱期限日	1月14日
沖縄電力株式会社 与那原営業所	
72125 20.11.27 収入印紙貼付欄	

切り取りました金額欄、コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所費

年月日：2020年(R2)12月25日  
 内容：電気料金 2020年12月分  
 充当割合：3,570円。(4,165円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

切り取らずに全額欄に「コンビニエンスストア等へお出しください」

**電気ご使用量のお知らせ(検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
 コーポ大黒 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	6111	4	224	5251	従量電灯	2000

供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	164 kWh	令和 2年 12月分	ご利用期間 11月25日～12月22日 お支払期日 1月22日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量(kWh)
12月23日	1月27日	12月23日	1月27日	12月23日	1月27日	12月23日	1月27日	前月 前年同月
主		0489.8	9325.7			164	652668	195 162

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,165 円 (再電 488 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 30円82銭	- 28円36銭	+ 28円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 3円07銭	- 2円84銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-588-391 (1P電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-588-703 与那原営業所  
 引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

玉城 武光 様

電気番号 26622- 81-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 2年12月分

領収金額	4,165 円
料金	3,677 円
再エネ賦課金	488 円

[再掲]  
 消費税等相当額 378 円  
 燃料費調整額 -503.40 円

ご使用量 164 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご注意人控)


支払期日	1月22日	日 附 印
金融機関 取扱期日	2月1日	0.2.25
コンビニ等 取扱期日	2月11日	

沖縄電力株式会社  
 与那原営業所  
 収入印紙貼付欄


事務所費

年月日：2021年(R3)1月27日  
 内容：電気料金 2021年1月分  
 充当割合：4,003円。(4,671円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

切取らずに金額確認し、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ(検針票)		いつもご利用いただきありがとうございます。	
玉城 武光 様 コーポ大黒 1-B			
電気番号	店所 作業区	ご契約種別	
画番号 家番号 枝 CD	2000	2000	
26622 61 1 4	224 5251	従量電灯	
供給地点特定番号：10-0002-6622-0006-1140-0000			
ご使用量	計 181 kWh	令和 3年 1月分	ご利用期間 12月23日～1月26日 お支払期日 2月26日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
今月検針日 1月27日	翌月検針日 2月23日		
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量
9670.8	9489.8		181
計量番号	取替前使用量	前月	前年同月
652698		164	128
ご請求金額		4,671 円	
(再エネ賦課金)		(再掲 538 円)	
燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分 翌月分		当月分 翌月分	
0kWh～10kWh - 28円36銭 - 28円89銭		+28円80銭 +28円80銭	
11kWh以上(1kWhにつき) - 2円94銭 - 3円00銭		+ 2円98銭 + 2円98銭	
 沖縄電力株式会社		お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7771 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所 引越 0120-586-390 検針員	
※本票により集金員が収納することはありません。			

電気料金払込受領証

玉城 武光 様	
電気番号	26622- 61-1-4
ご契約種別	従量電灯 令和 3年 1月分
領収金額	4,671 円
料金	4,132 円
再エネ賦課金	538 円
[再掲]	
消費税等相当額	424 円
燃料費調整額	-532.10 円
ご使用量	181 kWh
*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A-ご依頼人控)	
支払期日	2月26日
金融機関 取扱期限日	3月8日
コンビニ等 取扱期限日	3月18日
沖縄電力株式会社 与那原営業所	収入印紙貼付欄 

事務所費

年月日：2021年(R3)2月26日  
 内容：電気料金 2021年 2月分  
 充当割合：2,994円。(3,493円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
 コーポ大黒 1-B

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	224:5251	2000
26622	61 1 4		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	140 kWh	令和 3年 2月分	ご利用期間 1月27日~ 2月22日 お支払期日 3月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	2月23日	翌月検針日	3月24日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	9810.4	前回(前付)指示数	9670.8	乗率
主		使用量	140	計器番号
		前月	181	前年同月
			64	

ご請求金額 (再エネ賦課金)	3,493 円 (再掲 417 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整率	再エネ賦課金率
当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 28円98銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 3円00銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 088-983-7777  
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所  
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が取替することはありません。

切り取りましたら、お出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 3年 2月分

領収金額	3,493 円
料金	3,076 円
再エネ賦課金	417 円

【再掲】  
 消費税等相当額 317 円  
 燃料費調整額 -419.99 円

ご使用量 140 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月25日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	4月2日	21.2.26
コンビニ等 取扱期限日	4月14日	21.2.26

沖縄電力株式会社  
 与那原営業所  
 収入印紙貼付欄

切り取りましたら、お出しください。



事務所費

年月日：2021年(R3)3月25日  
 内容：電気料金 2021年 3月分  
 充当割合：3,696円。(4,313円×6/7)  
 充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
 コーポ大黒 1-B

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	224 5251	2000
26622 61 1 4		従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-8522-0006-1140-0000

ご使用量 計 169 kWh  
 令和 3年 3月分  
 ご利用期間 2月23日～ 3月23日  
 お支払期日 4月23日  
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の運用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量(kWh)			
3月24日	4月24日	3月24日	4月24日	前月 前年同月			
今回指示数	前回(前付)指示数	差率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
9978.9	9810.4	1	169	655268		140	88

ご請求金額 4,313 円  
 (再エネ賦課金) (再掲 503 円)

燃料費調整率		再エネ賦課金率	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 30円31銭	- 28円41銭	+28円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 3円03銭	- 2円84銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (1P電話) 098-983-7777  
 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所  
 引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金額欄に「コンビニエンスストア等へお出しください」

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 3年 3月分

領収金額 4,313 円

料金 3,810 円  
 再エネ賦課金 503 円

【再掲】  
 消費税等相当額 382 円  
 燃料費調整額 -512.08 円

ご使用量 169 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月23日	日附印
金額欄開	4月30日	21.3.25
取扱期日	5月13日	南風原照彦

沖縄電力株式会社 与那原営業所  
 収入印紙貼付欄

切り取らずに金額欄に「コンビニエンスストア等へお出しください」

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ① 2020年 8月 6日 7月分水道料金 充当額 503円 (587×6/7)
- ② 2020年 9月10日 8月分水道料金 充当額 503円 (587×6/7)
- ③ 2020年 9月26日 9月分水道料金 充当額 1,006円 (1,174×6/7)

①

②

③

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
字照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 2年 7月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>	内消費税額
上水道料金	587 円	53 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	587 円	53 円

納付期限  
令和 2年 8月17日

上記の金額を領収しました。  
R02.06.06 ~ R02.07.06

南部水道企業団  
企業長 多和田 眞次

取納代行 DSK電算システム

領収日付印  
20.8.06  
一ツノ町まな  
ワールド商店

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
  - 金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
字照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 2年 8月分
使用水量	0 m <sup>3</sup>	内消費税額
上水道料金	587 円	53 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	587 円	53 円

納付期限  
令和 2年 9月15日

上記の金額を領収しました。  
R02.07.06 ~ R02.08.06

南部水道企業団  
企業長 多和田 眞次

取納代行 DSK電算システム

領収日付印  
20.9.10

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
  - 金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
字照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和 2年 9月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限  
令和 2年10月15日

上記の金額を領収しました。  
R02.08.06 ~ R02.09.05

南部水道企業団  
企業長 多和田 眞次

取納代行 DSK電算システム

領収日付印  
20.9.26

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
  - 金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

収入印紙不要(お客様控)

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ④ 2020年11月28日 10月分水道料金 充当額 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑤ 2020年11月28日 11月分水道料金 充当額 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑥ 2020年12月26日 12月分水道料金 充当額 1,006円 (1,174×6/7)

④

⑤

⑥

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 2年10月分
使用水量	0 m <sup>3</sup>	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限  
令和 2年12月15日

この金額を領収しました。

南部水道企業団 企業長 多和田 眞次

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
  - 金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

領収日付印  
4130  
20.11.28  
収入印紙不要(お客様用)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 2年11月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限  
令和 2年12月15日

上記の金額を領収しました。  
R02.10.06 ~ R02.11.06

南部水道企業団 企業長 多和田 眞次

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
  - 金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

領収日付印  
14  
20.11.28  
収入印紙不要(お客様用)

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	409-0159-02	令和 2年12月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限  
令和 3年 1月15日

上記の金額を領収しました。  
R02.11.06 ~ R02.12.05

南部水道企業団 企業長 多和田 眞次

取納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
  - 金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

領収日付印  
20.12.26  
収入印紙不要(お客様用)

事務所費

すべて政務活動費として6/7充当

- ⑦ 2021年 1月27日 1月分水道料金 充当額 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑧ 2021年 3月 2日 2月分水道料金 充当額 1,006円 (1,174×6/7)
- ⑨ 2021年 3月28日 3月分水道料金 充当額 1,006円 (1,174×6/7)

⑦

⑧

⑨

水道料金等納付通知書兼領収証

水道料金等納付通知書兼領収証

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

玉城 武光 様

玉城 武光 様

給水場所

給水場所

給水場所

宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

宇照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02 令和 3年 1月分	
使用水量	0 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

水道番号	109-0159-02 令和 3年 2月分	
使用水量	0 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

水道番号	109-0159-02 令和 3年 3月分	
使用水量	0 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限  
令和 3年 2月15日

納付期限  
令和 3年 3月15日

納付期限  
令和 3年 4月15日

上記の金額を領収しました。  
R02.12.05 ~ R03.01.06

上記の金額を領収しました。  
R03.01.06 ~ R03.02.06

上記の金額を領収しました。  
R03.02.06 ~ R03.03.06

南部水道企業団

企業長 多和田 眞次

南部水道  
企業団  
企業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間  
間保存してください。
  - 金額を訂正したも、領  
収日付印の捺印のない  
ものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面  
に記載しております。

領収日付印  
241301  
21.1.27  
ローソクB&B  
ワールド前店  
収入印紙不要(お客様控)

南部水道企業団

企業長 多和田 眞次

南部水道  
企業団  
企業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間  
間保存してください。
  - 金額を訂正したも、領  
収日付印の捺印のない  
ものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面  
に記載しております。

領収日付印  
241301  
21.3.02  
収入印紙不要(お客様控)

南部水道企業団

企業長 多和田 眞次

南部水道  
企業団  
企業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間  
間保存してください。
  - 金額を訂正したも、領  
収日付印の捺印のない  
ものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面  
に記載しております。

領収日付印  
241301  
21.3.28  
収入印紙不要(お客様控)

# 事務所概要申告票

議員名 玉城 武光

## 1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

## 2. 所有区分

自宅兼事務所

自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

専用事務所

賃借事務所

・賃借契約先 (沖縄県農業協同組合南風原支店)

・所有者  親族(続柄: )  関連会社  第三者

・議員との生計  議員と生計同一  議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城 武光



賃借人 氏名



住所



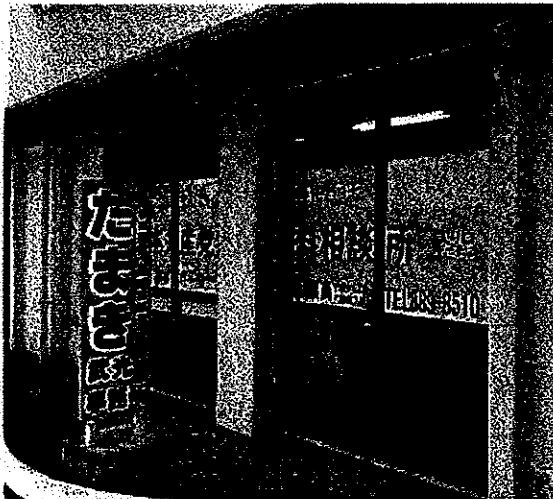
# 事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

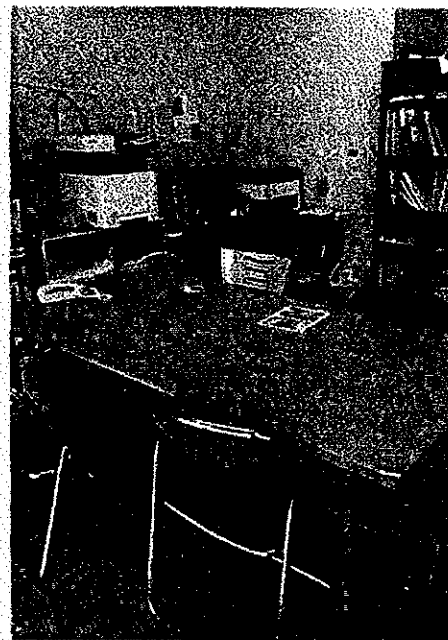
1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7
------	-----

充当割合の説明：

県議事務所として使用しているが、週に1時間あるいは2時間程度、後援会員などの集まりに使うこともある。

(関係経費)


家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	42,857 円
その他	仲介手数料 9,257 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城武光 

# 賃貸借契約書

賃借人

契約期間: 29 年 3 月 6 日~

物件名: コーポ大てる 1-B号室

物件住所: 南風原町字照屋305-1

賃借人: 玉城 武光

電気 0120-586-390

賃料支払日

毎月 5日 15日

水道 098-998-2151

保証会社

琉球セーフティー(株)

南部水道企業団

ガス 098-889-6925

駐車場No.

農協プロパン

J  
A

注意事項

本契約を解約する場合には借主は1ヶ月前までにご連絡ください。  
1か月に満たない場合には、ご連絡のあった日から1ヶ月分の賃料をお支払いいただきます。

車庫証明の発行を希望される方は保証金をお預かりいたします。  
抹消の手続きが済みましたら保証金の返金をいたします。

 沖縄県農業協同組合

南風原支店

TEL 098-889-2189

# 賃貸借契約書

◆目的物の表示

免許番号 沖縄県知事(3)3470号

建物	名称: コーポ大てる	1-B 号室
	所在地: 南風原町字照屋305-1	
	構造: RC 造	4 階建て 間取り 1R

◆賃料等

賃料	家賃: 月額 50,000 円	敷金: 50,000 円	
	共益費: 月額 0 円	礼金: 0 円	
	駐車場: 月額 0 円	火災保険: 0 円	
振替	沖縄県農業協同組合	口座番号	賃料支払日
	支店 普通預金	口座名義	5日 15日
使用目的	事務所	保証会社	琉球セーフティー(株)
契約期間	平成 29 年 3 月 6日~ 平成 31 年 3 月 5日まで、以後自動更新		

本契約書の全文を承認し、ここに記名・押印いたします。

平成 29 年 3 月 6 日

貸主(甲) 住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]

借主(乙) 前住所: 八重瀬町字長毛239-1 TOKEN(中)ビル102  
氏名: 王、城武光  
TEL: [REDACTED]

連帯保証人 住所: [REDACTED]  
続柄 [REDACTED] 氏名: [REDACTED]  
TEL: [REDACTED]

同居者(入居者)・緊急連絡先  
続柄 氏名 TEL 続柄 氏名 TEL

続柄	氏名	TEL	続柄	氏名	TEL

特約事項

1. 継続入居のため、別紙の賃借権譲渡承諾書のとおり、敷金(50,000円)を除いた賃貸借契約の一切を引き継ぐものとする。

管理会社(丙)  
仲介業者

代表者名

取引主任者登録番号  
宅地建物取引主任者

 沖縄県農業協同組合  
南風原支店

代表理事理事長 大城 勉  
南風原町字山川526 098-889-2189  
(沖縄)第 [REDACTED] 号



## 契約事項

### 第1条 (契約の締結)

- 1 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)、管理会社(以下「丙」という)は、表記の物件(以下「本物件」という。)について、賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### 第2条 (契約期間)

- 1 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、双方からなんら意義の申し出がないとき、本契約はさらに1年間自動的に更新されるものとし、その後もこれに準ずる。

### 第3条 (使用目的)

- 1 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。
- 2 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙より書面による承諾を得なければならない。

### 第4条 (賃料等及び共益費)

- 1 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費に充てる為、共益費を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する、指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。
- 3 賃料等及び共益費の支払い義務は表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1ヵ月に満たない期間の賃料は1ヵ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 甲は、次の各号に該当する場合には、契約期間中であっても、賃料等及び共益費の改定をすることができる。
  - (1)土地又は建物に対する租税その他の負担増減により賃料等及び共益費が不相当となった場合。
  - (2)土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不相当となった場合。
  - (3)近傍同様の建物の賃料に比較して賃料等及び共益費が不相当となった場合。
  - (4)維持管理の増減により共益費が不相当になった場合。
- 5 甲は、乙が本条第1項の債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14%の割合の損害金を加算できるものとする。尚、この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

### 第5条 (負担の帰属)

- 1 乙は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 契約期間中、町内会費・その他本物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
- 4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借戸室に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入する。

### 第6条 (敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料等共益費その他の債務と相殺をすることはできない。
- 3 甲は、本物件の明け渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の滞滞・原状回復に要する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、滞滞なくその残額を無利息で乙に返還しなければならない。

### 第7条 (反社会的勢力ではないことの確約)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
  - (1)自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
  - (2)甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を終結するものではないこと。
  - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

## 第8条 (乙の管理義務)

- 1 乙は、本物件及び共用部分その他付属施設を善良なる管理者の注意をもって、使用する義務を負う。乙の責にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結後に甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のカギを貸与する。乙は、これらのカギを善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときには、新たなカギの設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、カギの追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。
- 6 乙は、本物件に入居後、自己の電話番号の変更や勤務先等の変更事由があった場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなければならない。

## 第9条 (禁止又は制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し又は賃借してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置をおこなってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 鉄砲、刀剣類または暴発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
  - (2) 大型の金庫その他の重量物当を搬入しまたは備え付けること。
  - (3) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
  - (4) 大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
  - (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または搬入すること。
  - (6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または転借、出入りさせること。
  - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - (8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより付近の住人または通行人に不安を覚えさせること。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲または丙の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 階段・廊下等共用部分への物品の設置及び看板・ポスター等の広告物の掲示

## 第10条 (修繕)

- 1 甲は、本項第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
  - (1) 畳の取替・裏返し及び障子紙の張替え、ふすま紙の張替え。
  - (2) 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え及び給水栓、排水栓の取替え。
  - (3) その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲及び丙はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第1号から第3号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときには乙は、これを賠償する。

## 第11条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときには、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡し要求をすることができ、乙はこの請求を拒否できない。
  - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。
  - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - (1) 第3条(使用目的)に規定する義務
  - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務
  - (3) 第9条(禁止または制限される行為)に規定する義務

#### 第12条 (乙からの解除)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料等及び共益費相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

#### 第13条 (明渡し及び明渡し時の原状回復)

- 1 乙は、第11条(契約の解除)の規定に基づき、本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
- 2 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件のカギ及び複製したカギを甲または丙に返還しなければならない。
- 3 本契約終了時に本物件内及び本物件周辺に残置された乙の所有物があるときは、乙がその時点でこれを放棄したとみなし、甲はこれに必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 4 乙は、本契約が終了する日までに(第11条「契約の解除」の規定に基づき本契約が解除された場合においても)通常の使用損耗・経年変化がいかにについては本物件を原状回復をしなければならない。
- 5 甲及び乙は、本契約時において、本契約に係る明渡し時の原状回復の条件について、別表の記載によることを確認した。
- 6 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、別表の記載に基づいて行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に対し支払うものとする。

#### 第14条 (立ち入り)

- 1 甲又は丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときには、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 甲又は丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### 第15条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して本契約の合意(自動)更新または法廷更新の如何にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる一切の債務を負担する。
- 2 乙又は連帯保証人は、連帯保証人が死亡・所在不明・被保佐人・成年被後見人・無資力等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更しなければならない。

#### 第16条 (家賃保証会社)

- 1 本契約は表記記載の家賃保証会社により乙の家賃債務を担保するものとする。
- 2 家賃保証会社の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

#### 第17条 (契約の消滅及び免責)

- 1 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
- 2 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力が認められる事故(前号の場合を含む)、または甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

#### 第18条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### 第19条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

# 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/16	電話料金 8月分	3,044	6/7	2,609
10/14	電話料金 10月分	6,094	6/7	5,223
12/19	電話料金 12月分	6,063	6/7	5,196
8/27	複合機代金	100,000	6/7	85,714
事務費 充当合計				98,742

事務費

年月日：2020年(R2)8月16日  
内容：電話料金 2020年8月分  
充当割合：2,609円 (3,044×6/7)  
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分


ご請求先氏名  
玉城 武光 様

お客様番号  
4910-1519-31145

2020年 8月ご請求分  
金額(円)  
¥3,044-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領取日附印  


収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

事務費

年月日：2020年(R2)10月14日  
内容：電話料金 2020年10月分  
充当割合：5,223円 (6,094×6/7)  
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
玉城 武光 様

お客様番号  
4910-1519-31145

2020年10月ご請求分

金額(円)  
¥6,094-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 期 印  
2020.10.14

取 入 印 紙 貼 付 欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

※本領証は、お支払いの金額が正確であることを確認してください。金額が異なる場合は、お支払いの金額が正しいことを確認してください。

事務費

年月日：2020年(R2)12月19日  
内容：電話料金 2020年12月分  
充当割合：5,196円 (6,063×6/7)  
充当理由：政務活動費として6/7充当した。

電話料金等請求書  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
玉城 武光 様

お客様番号  
4910-1519-31145

2020年12月ご請求分

金額(円)  
¥6,063-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
2020.12.19

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

事務費

年月日：2020年(R2)8月27日

内容：複合機代金 165,000円 (充当限度額 100,000円)

充当割合：85,714円 (100,000×6/7)

充当理由：政務活動費として充当限度額の6/7充当した。

コードNo. 4743974

領 収 書

No. A 031814

玉城武光事務所 殿

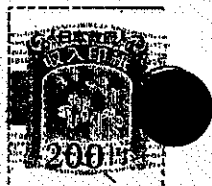
2020年8月27日

金額 165,000円

但し、FAX複合機代金として  
上記金額正に領収致しました。

(上記金額には消費税等  
15,000円を含みます)

明 細	充 掛 金	そ の 他
入金、R区分		
0 現金	165,000	
小切手		
30 振込		
郵便		
31 手形		
32 相殺		
合 計	165,000	
振込銀行		
手形期日No.	年 月 日.No.	



RISO

理想沖縄株式会社

本社 沖縄県那覇市おもろま 900-0006  
中部営業所 沖縄県沖縄市古謝津曲 904-2166



取扱者



金額訂正又は改変したものおよび社印、扱者印のないものは無効です。



## 経費区分別支出一覧表

経費区分          人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/6	事務員 給与7月分	80,000	全額	80,000
9/7	事務員 給与8月分	80,000	全額	80,000
10/6	事務員 給与9月分	80,000	全額	80,000
11/6	事務員 給与10月分	80,000	全額	80,000
12/7	事務員 給与11月分	80,000	全額	80,000
1/6	事務員 給与12月分	80,000	全額	80,000
2/8	事務員 給与1月分	80,000	全額	80,000
3/8	事務員 給与2月分	80,000	全額	80,000
4/6	事務員 給与3月分	80,000	全額	80,000
8/18	労働保険 令和2年度	8,640	全額	8,640
人件費 充当合計		/	/	728,640

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也

但し7月度給与として

2020年 8月 6日 上記正に領収いたしました

収入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税額等

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也

但し8月度給与として

2020年 9月 7日 上記正に領収いたしました

収入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税額等

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也

但し9月度給与として

2020年 10月 6日 上記正に領収いたしました

収入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)	
	%	消費税額等

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也  
但し 10月度給与として  
2020年11月6日 上記正に領収いたしました

収入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込)
	%	消費税額等



領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也  
但し 11月度給与として  
2020年12月7日 上記正に領収いたしました

収入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込)
	%	消費税額等



領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也  
但し 12月度給与として  
2021年1月6日 上記正に領収いたしました

収入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税込)
	%	消費税額等



人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金80,000円也

但し1月度給与とい

2021年2月8日 上記正に領収いたしました

取入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金80,000円也

但し2月度給与とい

2021年3月8日 上記正に領収いたしました

取入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金80,000円也

但し3月度給与とい

2021年4月6日 上記正に領収いたしました

取入  
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名  
沖縄労働局

※取扱庁番号  
00075679

※取扱種別  
労働保険特別会計

※労働保険番号  
0847

※厚生労働省  
6118

※令和  
02年度

労働保険番号  
47101037020-000

※取扱種別  
全部

※CD  
9

※証券受領  
全部

※会計年度(元号:令和は9) (元号:平成は7,令和は9)  
9-2-9-2

納付の目的  
1. 令和 2 年度 第1 期  
2. 平成 31 年度 確定

※取扱区分  
62

※内証受領  
円

(住所) 〒901-1116 南風原町  
宇照屋  
305-1  
コーポ大てる 1-B号室  
(氏名) 玉城武光事務所  
玉城 武光

08-E005641 AA1A47R009472#  
47101037020-000 0009472 E

納付の場所  
日本銀行(本店・支店・代理店又は納入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

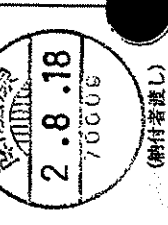
翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

内	労働料	十	億	千	百	十	千	万	十	百	十	千	万	十	百	十	千	円
取	一般	十	億	千	百	十	千	万	十	百	十	千	万	十	百	十	千	円
	拠出金	十	億	千	百	十	千	万	十	百	十	千	万	十	百	十	千	円
	納付額(合計額)	十	億	千	百	十	千	万	十	百	十	千	万	十	百	十	千	円

あて先  
〒900-0006  
那覇市  
おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎3階  
沖縄労働局

上記の合計額を領収しました。

領収日付印



<計算式> 11.520円 - 2.880円 = 8.640円 充当金額 8.640円 充当割合金額

被保険者  
負担分

政務活動に関するため

# 令和2年度 雇用職員申告票

議員名 玉城 武光

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

平成30年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城武光



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

# 勤務実態申告票

【議員名 玉城 武光 】

## 職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・現地調査に係る補助随行(写真撮影、メモ作成等) ・訪問先との連絡・調整等	5%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営(プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等) 等	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配布等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	50%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営(資料作成、開催周知連絡、調整等) ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	20%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党の会議準備や資料の作成 ・後援会の名簿管理 等	0%

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城武光



被雇用者



申告している被雇用者以外にもう一人スタッフがあり、政務活動に関すること以外の職務は、その者が担っている為、

申告の被雇用者については、政務活動に係る職務を100%とします。

### 雇用契約書

氏名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住所	■■■■■ ■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

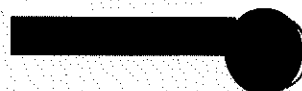
雇用期間	令和 2年 7月 1日 ~ 令和 3年 3月31日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午前11時から午後4時まで(5時間)
休日	土、日、祝日
給与(賃金)	月給 80,000円 (時給 1,000円 月16日 勤務)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2年 7月 1日

雇用者 氏名 玉城武 

被雇用者 氏名





## 年度 雇用職員出勤簿

【 7 月】

雇用職員名: \_\_\_\_\_

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●		●			●	●	●		●			●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●				●	●	●					●	●	●		

【 8 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●	●		●	●				●	●	●	●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●		●	●	●			●	●		●	●			

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●			●			●	●	●	●	●			●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●		●					●	●	●			●		●

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●			●		●	●	●			●	●	●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
●			●	●		●	●			●		●			

## 年度 雇用職員出勤簿

【 11 月】

雇用職員名: \_\_\_\_\_

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			●	●	●			●	●	●		●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●	●	●	●					●	●	●	●			●

【 12 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●		●			●	●	●	●				●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●		●			●	●		●	●			●			

【 1 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
			●	●	●	●	●				●	●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●	●		●				●	●	●	●	●	

【 2 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●	●	●		●			●	●			●			●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●	●	●			●		●	●				●		

